

文教厚生常任委員会資料
2020年（令和2年）3月5日
こども局子育て支援室子育て支援課

議案第37号関連資料 0歳児の見守り事業の実施について

1 目的

0歳児を持つ家庭は、子育て中に最も不安や負担を感じる時期にあり、子どもを連れての外出が困難で、家に閉じこもりがちになることから、地域での孤立や支援を求めにくい環境に陥りやすくなります。こうした状況は虐待発生のリスク要因とされており、どの家庭でも起こりうるものであります。

このような子育て環境を取り巻く社会を作ってきた責任を果たすため、行政が率先して支援していくべきであると考え、特に虐待の死亡事例が最も多い0歳児の家庭に対し、定期的に関わり、見守りを続けることで誰ひとり取り残されることのないよう、早期の支援に繋げていくことを目的として当事業を実施します。

2 事業の概要

子育て経験や知識のある配達員が、定期的に関わりを持ち、不安や悩みを聴きながら声をかけ、見守りをを行います。保護者や赤ちゃんと出会うきっかけとして、毎月3,000円相当の赤ちゃん用品を配達し、赤ちゃんの健やかな成長に役立つ様々な情報をお届けします。赤ちゃん用品については、紙おむつをはじめ複数の商品から選択できる仕組みとします。

3 開始時期

2020年(令和2年)7月1日（配達は10月1日から）

4 対象者

2020年(令和2年)7月1日以降に生まれた乳児を養育している家庭
（生後3か月から満1歳の誕生日まで最大10回配達）

ただし、2020年(令和2年)4月1日から6月30日までに生まれた乳児を養育している家庭については経過措置により対象とし、2020年(令和2年)10月から満1歳の誕生日まで配達します。

5 業務委託の概要

- (1) 内 容 おむつ等の配達及び配達員による定期的な見守り
- (2) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (3) 期 間 令和2年度から令和4年度まで
- (4) 予 算 額 令和2年度 63,000千円

令和3年度 120,000千円（債務負担行為）

令和4年度 120,000千円（債務負担行為）

※国の幼児教育・保育の無償化により財政負担が軽減される7.5億円を活用します。

6 事業の流れ

(1) 申請書・カタログ・子育て支援サービス等の送付

- ・市は、出生届を提出された方に、申請書、おむつ等赤ちゃん用品のカタログを郵送します。
- ・産後の子育て支援サービスが気軽に受けられるよう、産後ケア事業（訪問型）と子育てスタート応援券（産後・子育てヘルパー派遣事業）のお試し券を同封します。

(2) 申請書の提出

- ・対象者は、希望する赤ちゃん用品等を記入した申請書を市に提出します。

(3) 配達日の調整

- ・対象者と事業者で、配達日を調整します。

(4) おむつ等の配達・見守りの実施

- ・事業者は、毎月1回おむつ等を対象者のご自宅に配達し、見守りを実施します。

7 配達員による見守りの概要

(1) 配達先の様子の確認

- ・家にこもりがちになるお母さん等と会話をし、子育ての不安の有無や保護者と赤ちゃんの様子を確認します。
- ・定期的に訪問することで、家庭の様子を把握し、保護者や赤ちゃんの変化に気づきます。

(2) 子育てサポート情報の提供

- ・市が作成する赤ちゃんの健やかな成長に役立つ様々なサポート情報紙をお届けし、よくある困りごとや知って欲しい子育て情報を毎回提供します。
- ・情報紙の内容は0歳児の相談で多い内容を中心に、明石のお出かけ情報、赤ちゃんの成長発達、離乳食の進め方等とし、関連する相談先について情報提供をします。

(3) 保護者からの相談への対応

- ・保護者から育児の相談などがあれば傾聴し、配達員の子育て経験を通じた体験談を伝えるなど、子育て不安の軽減を図ります。
- ・相談内容に応じて、市の子育てサービスや子育て関連施設、関係部署を紹介し、支援にスムーズに繋がるよう、保護者と市の橋渡しを行います。
- ・発育、発達などの専門的な内容や、子育ての不安や負担が大きく、会話をしても解消されないなど配達員が対応出来ない相談があれば市へ連絡をし、保健師等と連携し対応を行います。

(4) 市への報告

- ・配達時の状況、配達員が感じたことについて、毎月市に報告を行います。
- ・赤ちゃんが不詳な怪我をしている、活気がない、保護者の精神状態が不安定など虐待に発展しそうなリスクが見受けられた場合は市へ連絡をし、こども健康課や明石こどもセンターと連携し訪問等を行います。

8 委託事業者・配達員の質の維持・向上について

本事業の見守り、おむつ等の配達は業務委託により実施しますが、事業の目的が達成できるように、市と委託事業者が協力して見守りの質の維持・向上に努めます。

(1) 子育て関連事業を実施している事業者への評価

- ・子育て支援に関連する事業（保育所等）を実施している事業者は、プロポーザル選定時の評価点を高くします。

(2) 配達員の条件の提示

- ・配達員は「子育て経験のあること」を基本とします。
- ・保育士等子育てに関する資格があることや、学校・専門機関等において保育等の知識を習得した人を優先的に雇用することを提示します。

(3) 配達員への研修

- ・委託事業者は、配達員に対し、事業者内で研修を実施することを必須とします。
- ・事業者においては接遇や安全面、個人情報保護、クレーム対応など基本的な研修を繰り返し実施してもらいます。
- ・配達員と事業責任者については、市が実施する研修への参加を必須とします。
- ・市では以下の内容で研修を実施し、0歳児の家庭の変化に早期に気づき、行政に繋げるタイミングを逃さないスキルを身につけてもらいます。
 - ① 本事業の目的・概要について説明し、事業の趣旨を理解する。
 - ② 明石市の子育てサービスについての講義や、市の子育て支援施設の見学を実施し、適切に市のサービスの紹介や案内ができるようにする。
 - ③ 行政が実施している専門職等の家庭訪問等の現場の対応について学び、訪問時の見守りのポイント（保護者の精神面、赤ちゃんの発育状況、衛生面など）や気づきの視点などを習得する。
 - ④ 訪問し、疑問に感じた点についてはすぐに行政へ連絡するなど市と事業者の連携体制について理解し、的確な対応が取れるようにする。
 - ⑤ 虐待の発生子防や早期発見について学び、リスクに気づくことが出来るようにする。

(4) 「見守りマニュアル」の作成

- ・本事業の流れ、訪問に際しての対応、行政へ繋ぐ事例、個人情報保護などの留意事項、Q&Aなどを記載した「見守りマニュアル」を事業者とともに作成します。

(5) 「見守りチェックシート」の作成

- ・配達員が実施する見守りの内容について、「見守りチェックシート」を事業者とともに作成します。
- ・配達員全員が使用することで見守りの質の平準化を図り、どの配達員でも同じ視点を持って見守りができる体制にします。

(6) 定期的な連絡会議の実施

- ・市と委託事業者で、定期的な連絡会議を持ち、見守りの報告を行い、状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し、対応します。
- ・日々の活動の中でも随時連絡を取り合い、臨機応変に対応します。

9 すべての0歳児家庭の見守りに向けて

本事業の目的より、明石市に在住するすべての0歳児の家庭が利用してもらえるように努めるとともに、以下の方法でしっかりと継続した見守り支援を実施します。

また、本事業の支援にとどまらず、本市における子育て支援事業、母子保健事業を包括的・総合的に実施します。

(1) 母子健康手帳交付時における事業利用の啓発および勧奨（案内送付前）

- ・母子健康手帳交付時の専門職による面談の際に、すべての妊婦に対し、当事業の目的について説明し、必ず利用してもらうよう勧奨します。

(2) 新生児訪問における事業利用の確認および申請の勧奨（案内送付後）

- ・新生児訪問事業で訪問した保健師・助産師が申請について確認し、申請をしていない場合は勧奨し、その場で申請書を記入してもらいます。
- ・全戸に訪問することから、事業開始前にすべての家庭の申請状況を把握します。
- ・配達開始時期までに申請書の提出がない家庭については、改めて事業案内を通知し、申請を勧奨します。

(3) 4か月児健診における事業利用の確認および申請の勧奨（配達開始後）

- ・当事業を申請していない家庭において、4か月児健診時に再度事業の利用及び申請の勧奨を行います。また利用されない家庭については、その理由を明確にし、状況を把握します。
- ・申請をしておらず、健診未受診の場合、未受診対策としてこども健康課の保健師が家庭訪問を実施し、その際に状況を把握し、申請を勧奨します。
- ・申請を拒否される方には、専門職等が訪問し、状況に応じて継続的な見守りを実施します。
- ・専門職の訪問で、虐待の疑いなど何らかの問題があったり、会えないなど状況が不明であれば、明石こどもセンターの要保護児童対策地域協議会に連携します。
- ・ヘルパー派遣事業や産後ケア事業等で状況が把握できるよう、他の子育て支援サービスの利用と併せて、継続的に行政と繋がりを持つことができるようにします。

10 事業効果等の検証

事業実施後、定期的に利用率や対面率、相談・連携状況などの事業評価を実施するとともに、対象者へアンケートを実施し、事業の満足度、配達員の見守りに対する感想やご意見等を調査し、総合的に事業効果の検証を行います。

さらに、見守りについて委託事業者から配達員の意見を聞きとり改善点を検討するなど、様々な意見を取り入れながら事業のレベルアップに取り組めます。

11 今後のスケジュール

令和2年	3月	公募型プロポーザル方式による受託者選定開始
令和2年	5月	契約後、業務開始前準備の開始
令和2年	7月	事業開始
令和2年	8月	配達員への研修
令和2年	10月	おむつ等の配達開始